

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物の規制

放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によつて汚染された物と同様の規制を行うこととすること。

（第一条関係）

第二 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等

一 放射性同位元素の使用の許可を取り消された許可使用者等（以下「許可取消使用者等」という。）は、許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。

二 許可取消使用者等が放射性同位元素を保管する場合に文部科学省令で定める基準に従つて必要な措置を講じなければならないこととすることその他許可取消使用者等の義務について定めること。

三 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、許可取消使用者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができることとすること。

（第二十八条関係）

第三 譲渡し等の制限の緩和

許可使用者等に係る放射性同位元素の譲渡し等の制限から、放射性同位元素の輸出を除外すること。

(第二十九条関係)

第四 放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

一 許可使用者及び届出使用者等は、放射性同位元素等によつて汚染された物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができる」とすること。

二 一の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、放射性同位元素等によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとすること。
(第三十三条の二関係)

第五 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正案の概要

1. クリアランス制度の導入

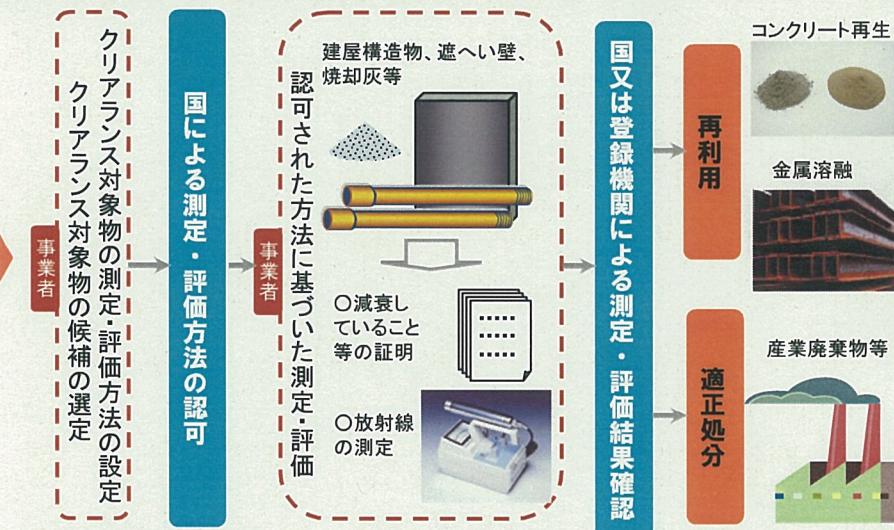
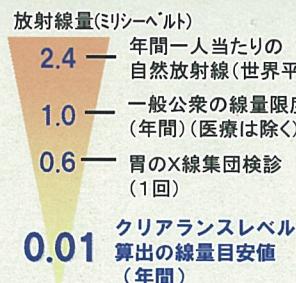
安全かつ合理的に廃棄物を再利用・処分するため、クリアランス制度を放射線障害防止法に導入

- 放射線障害防止法で規制される放射性廃棄物は 約25万本
(2001ドラム缶換算、2009年3月末)

- そのうち約5割は自然放射線の量と比べて十分に低い被ばくしか与えない物

- これらを放射性廃棄物として処分すると 産業廃棄物の処分コスト約3～10倍の負担
➡ 研究、医療、産業の現場への支障

- 原子炉等規制法ではすでに制度導入済み
- 埋設する放射性廃棄物量の見込みに影響を及ぼす
➡ 処分計画や処分場立地活動への支障



2. 放射化物への規制

- 放射線発生装置の使用に伴って、放射線によって汚染された物(放射化物)が発生
- 現状はガイドラインにて対応
- 性能の向上により放射化のレベルが高くなる傾向
➡ 一般公衆を含めた安全の確保が必要

放射化物の規制について、現状のガイドラインによる指導から、法律による規制へ

4. 譲渡譲受制限の合理化

- 使用者の輸出は、現状法律により制限
- 近年、使用者が海外から購入した放射性物質を使用後に返却のため輸出するニーズが高まる（現状は輸出制限のない販売業者にわざわざ輸出を委託）

販売業者だけでなく、使用者も輸出できるよう規制を合理化

3. 廃止措置の強化

- 現状の廃止措置期限は、廃止後30日以内
- 施設の大型化、クリアランス制度の導入により、30日以内に廃止措置を終えることは困難
- 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
➡ 廃止措置の確実な履行の担保が必要

30日の廃止措置の期限を撤廃し、廃止措置計画の届出義務を追加

廃止措置中に課す義務（立入検査、報告徴収等）を追加

5. 罰則の強化

- 違法に放射性物質を輸入し、国内で販売する事件の発生
- 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
➡ 深刻な不法行為への対応が必要

全般にわたる罰則引き上げ
罰金30万円以下→100万円以下
罰金50万円以下→300万円以下
廃止措置義務違反、譲渡・譲受制限違反等の厳罰化
罰金30～50万円以下
→1年以下の懲役若しくは罰金100万円以下又は併科